

奈子総第 176 号
令和 7 年 2 月 5 日

申込者 各位

奈良市長

奈良市こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業
利用決定者について (令和 7 年 2 月～3 月 定期利用分)

奈良市こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施要領第 8 条第 1 項の規定に基づき申込みのあったものについて、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 利用決定について
別表のとおり。
2. 利用決定後の手続きについて
利用が決定した方へ保育総務課よりメールをお送りしますので、今後の手続きについて確認の後、お手続きをお願いいたします。
3. 留意事項
 - ・ 抽選の結果落選された方について、別日程での利用等のご案内はいたしません。
 - ・ 利用のキャンセルがあった場合等についても、随時お知らせ等はいたしません。
 - ・ 急な都合等により利用をキャンセルする場合は、当日までに保育総務課までご連絡をお願いいたします。(保育総務課：0742-34-5493)

(担当)
保育総務課
保育・教育指導係
TEL : 0742-34-5493
MAIL : daredemo@city.nara.lg.jp